

調布都市計画下水道の変更原案に関する公聴会 議事録

日時 : 令和8年7月24日(金) 午後6時30分から午後7時00分まで
場所 : 南部地域センター
出席者 : 参加者 8人
議 長 まちづくり推進課長
事務局 下水道課長、下水道課長補佐(兼)下水道浸水被害軽減対策担当主査、
下水道浸水被害軽減対策担当主査、まちづくり推進課都市計画係長

議題 : 都市計画変更原案(調布都市計画下水道)
配付資料: 資料1 調布都市計画下水道の変更原案に関する公聴会
資料2 都市計画原案(調布都市計画下水道の変更)

(議長)

それでは、定刻になりましたので、これより、都市計画変更原案に関する公聴会を開会いたします。

着座にて、続けさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、公聴会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

公聴会とは、都市計画法第16条第1項の規定に基づき開催される会となり、狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第4条に基づき、議長が指名され、会を主宰するとされています。

私は、本日、議長の指名を受けております狛江市都市建設部まちづくり推進課長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和元年10月の東日本台風では、狛江市も甚大な浸水被害がございました。再度災害防止に向け、多摩川雨水幹線流域に新たなポンプ施設を設置する計画を進めています。

今回の都市計画変更は、このポンプ施設の設置による都市計画下水道の変更の手続きによるものです。

本日は、都市計画変更原案について、皆様から、御意見を伺いたいと思います。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市の職員から自己紹介をお願い致します。

(事務局)

狛江市環境部下水道課長の岩崎でございます。

同じく、下水道課長補佐(兼)下水道浸水被害軽減対策担当主査の富永でございます。

同じく、下水道浸水被害軽減対策担当主査の久保でございます。

狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画係長の安岡でございます。

(議長)

さて、会の手順ですが、先ず、都市計画変更原案の内容について、説明があります。

その後、皆様からの御意見を伺います。会場の都合により、概ね1時間半の会とさせていただきます。

また、皆様には、注意点が4つございます。

1点目は、意見を述べることができる方についてです。公聴会運営規則では、都市計画案について利害関係を有する者が意見を述べることをとしています。狛江市在住・在勤の方や多摩川雨水幹線流域に関わる地域の方を想定していますが、利害関係をこちらで限定することは、難しいため、御自身で御判断願います。

2点目は、プロジェクターを使用時に、会場内の照明を一部暗くさせていただきますので、御了承ください。

3点目は、会の記録作成のため、録音と写真撮影を行います。写真撮影は、出来るだけ顔が写らない様、会場後方からいたしますので、御協力をお願いします。

4点目は、携帯電話・スマートフォン等の音の鳴る機器は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

それでは、都市計画変更原案の内容について、説明をお願いします。

(事務局)

(1 ページ)

本日は、都市計画変更原案について御説明させていただきます。

(2 ページ)

多摩川雨水幹線ポンプ施設に係る変更について御説明いたします。

(3 ページ)

狛江南部第2排水区は、多摩川雨水幹線に流入する区域です。猪方排水樋管は、この区域に降った降雨を多摩川へ排水する施設となっております。流域面積は、約95ヘクタール(95万平方メートル)になります。

(4 ページ)

続いて、多摩川雨水幹線流域の被害の状況です。色が付いている箇所に浸水被害がありました。右側が当時の写真になります。

(5 ページ)

再度災害防止とは、過去の災害時と同様の降雨により、再び同規模の被害が生じることを防止することであります。【対策の目標】は、浸水の解消です。令和元年東日本台風と同等規模の台風がきても浸水が生じないようにします。再度災害防止の観点から、計算の条件を設定しており、対象降雨は、再度災害防止の観点から、令和元年東日本台風(台風第19号)の実績降雨を対象とし、対象水位は、令和元年東日本台風(台風第19号)の多摩川の痕跡水位を対象としています。

(6 ページ)

令和7年度に行いました基本設計において、ポンプ施設の配置を計画した結果、定置式のポンプを2台、駒井町3丁目の敷地に設置することとしました。ポンプの規模はφ1,000mmを2台、能力は150m³/分(2.50m³/秒)が2台で合計300m³/分(5.00m³/秒)の排水能力があります。また、全体施設としては、多摩川雨水幹線から①の定置式

ポンプに雨水を流入させる②の流入管、ポンプから下流部に強制排水する③の圧送管と多摩川雨水幹線への逆流を防ぐ④の逆流防止ゲートとなります。

(7 ページ)

ポンプ施設の仕組みを説明いたします。流入管を通過した雨水は、除塵機によって、ゴミなどを除去し、定置式ポンプによって吐出水槽の水位を多摩川の水位より高くします。水位差によって圧送管を経由して、多摩川へ排水します。

(8 ページ)

雨水排水の流れについて、説明いたします。平常時は多摩川雨水幹線を通じて、猪方排水樋管を通り、多摩川に排水されます。ポンプ稼働時には、多摩川の水位が上昇した場合逆流防止ゲートが閉まり、流入管を通じて、ポンプ施設に水が流入します。ポンプ施設に一定の高さまで水がたまると、ポンプが稼働し圧送管を通じて、多摩川に向けて排水を行います。

(9 ページ)

雨水排水の流れについて、説明いたします。イメージ図を御覧ください。北西の上空から見た図となります。青色の矢印は、流入管を通りポンプ施設に水が入り、赤色の矢印が定置式ポンプから送水される水を示しています。

(10 ページ)

イメージ図を御覧ください。図は、ポンプ施設のイメージであり、周りの建物などは、参考に御覧いただきたいと思います。南西の上空から見た図となります。

(11 ページ)

鳥瞰図は、ポンプ施設のイメージであり、周りの建物などは、参考に御覧いただきたいと思います。南東の上空から見た図となります。

(12 ページ)

鳥瞰図は、ポンプ施設のイメージであり、周りの建物などは、参考に御覧いただきたいと思います。北東の上空から見た図となります。

(13 ページ)

平面図になります。青色の部分がポンプ設備になります。ポンプ本体は地下に配置しています。次にピンク色の部分が電気設備になります。電気設備には、ピンク色の中央に配置している自家発電機設備と、左側の 2.2m の四角が発電機に燃料を供給する燃料小出し槽、右側と下側に受電盤等が並んでいます。次に緑色の部分は維持管理スペースとして、通常時は空地になっています。青い線は自家発電設備及び燃料小出し槽から保安距離 10m の線で、隣地の建物から必要な距離です。緑色の線は自家用発電機から保有空地 3 m の線で消防法上の空地が必要になります。これより電気設備の位置が固定されるために、その他の部分にポンプ設備と維持管理スペースを配置することとしています。なお、黄色枠で囲まれているポンプ施設の吐出水槽と電気設備については、ポンプから排出する圧送管と道路上にある企業管との位置関係等により、位置が変わる可能性があります。

(14 ページ)

南西側から北東側を見た断面図になります。中央にあるのが、ポンプ設備の吐出水槽です。水位差により多摩川に排水するために、図のような高さが必要になります。現在の道路地盤面より約 5.4m の高さです。幅は 4.0m です。左側にある機械が水路のごみを自動で掻き取る除塵機です。現在の駐車場地面より約 3.0m の高さです。右側にあるのが、電気設備です。耐水化のため、現在の駐車場地面より約 1.4m の高さに盛土し、電気設備を配置しています。黄色枠で囲まれている箇所は、位置が変わる可能性があります。

(15 ページ)

北西側から南東側を見た断面図になります。吐出水槽と自家発電機の断面図になります。黄色枠で囲まれている箇所は、位置が変わる可能性があります。

(16 ページ)

続いて都市計画変更の必要性についてです。ポンプ施設の設置に伴い、都市計画変更を実施します。都市計画下水道にポンプ施設を追加します。画中のポンプ施設についてです。

(17 ページ)

建設するポンプ施設の日影を検討しました。本施設は建築物ではないため、日影規制の対象外ですが、建築基準法に照らし合わせた場合でもポンプ施設は規制値内となります。

(18 ページ)

ポンプ施設に設置する自家発電設備について、騒音対策を検討しました。自家発電設備は騒音減衰距離を確保します。自家発電設備は、ポンプが稼働する規模の豪雨時で停電になった際に稼働する他、月 1 回の点検時に数十分程度稼働します。

(19 ページ)

令和 8 年 5 月 15 日及び 16 日に開催しました、市民説明会について御説明します。令和元年度の再度災害防止に向けた取組状況について御説明し、15 日金曜日は 32 名、16 日土曜日は 39 名、合計 71 名の方に御参加いただきました。

(20 ページ)

市民説明会でいただきました主な御質問と御意見と市の回答となります。

Q 1 : 工事中の交通渋滞に懸念があるため、影響について確認したい。

A 1 : 通行止めする際には、迂回路を取る必要があります。広域にお知らせをさせていただくような形で、なるべく通行量が減るようにしていきたいと考えております。

Q 2 : 自家発電設備は高い位置に設置しないと、排水ポンプの能力があっても動かなくなると心配である。建築基準法が適用されないなら、もっと高くすれば良いのではないか。

A 2 : 東日本台風より大きな多摩川計画規模の想定浸水深を基に高さを設定しています。これより高くすると御近隣の方に影響が出る部分もあるため、配慮した形としています。

Q 3 : ポンプが稼働すれば、平均雨量はどのぐらいまで大丈夫なのか。どのぐらいの効果があるか。

A3：令和元年東日本台風の降雨を対象としていますので、当時の時間雨量の38.5mmを対象としております。ポンプ設置後は、浸水被害が解消されるシミュレーション結果からポンプ規模を決めています。

(21 ページ)

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日御説明させていただきました都市計画変更原案について、公告・縦覧期間を2週間設けます。公告日は令和8年7月27日（月）で、縦覧期間は令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）までとなります。都市計画原案に対する御意見につきましては、縦覧開始から3週間の令和8年8月17日（月）までの期間中において受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

本日及び縦覧期間中の御意見をふまえ、令和8年11月頃に都市計画変更案を作成し、改めて公告・縦覧と意見書提出期間を設けた上で、都市計画審議会へは12月を目途に諮問させていただき、令和8年中に決定告示させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

(議長)

これより、御意見を受付けます。

御意見のある方には手を挙げていただき、私から指名をさせていただきます。係の者がマイクをお届けしますので、マイクを利用して、御発言をお願いします。

また、御意見の前には、「狛江市和泉本町一丁目の〇〇です。」と、お住いの町名とお名前をお願いします。

後日、議事録を作成する予定ですが、お名前は載せませんので、御協力ください。

なるべく多くの方から、御意見をいただきたいと思います。簡潔にまとめた御発言に御協力ください。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

(参加者)

下水管には、火山灰が流入すること想定していると聞いたことがあります。狛江市では、下水管やポンプ施設に火山灰を含んだ雨水が流入することは想定しているのでしょうか。

(事務局)

雨水管やポンプ施設に火山灰を含んだ雨水が流入するということを想定しております。その場合は、管内の清掃等での対応を検討しております。

(議長)

他にございませんでしょうか。それでは、意見受付けを終了します。

最後に、今後の流れの説明をします。

先ほど、スケジュールでも説明がありましたが、本日いただいた、都市計画変更原案に対する御意見は、令和8年7月28日（火）から令和8年8月17日（月）の期間に提出された意見書と合わせて受け付けます。

また、本日の御意見とは別に、意見書の提出を希望する方は、受付に提出方法の資料

を用意しておりますので、退出時にお持ち帰りください。

なお、意見書の提出につきましては、利害関係を御記入の上、御提出いただくこととなります。ホームページにも意見書の提出方法を掲載しておりますので、そちらも、御利用ください。

それでは、以上で都市計画変更原案に関する公聴会を閉会いたします。本日はありがとうございました。